

自主防災組織補助金（防災資機材整備）申請の手引き

●補助対象及び補助金額

補助対象 自主防災組織が防災資機材を整備し、他団体（消防団、学校、事業所など）とその情報を共有する際にかかる費用のうち、防災資機材の購入費用。
（補助対象品目および情報共有事項（必須事項）は次のとおり）

補助対象品目
土のう袋、消火器、ヘルメット、発電機、投光器、トランシーバー、コードリール、メガホン、ハンドマイク、テント、防水シート、リヤカー、ジャッキ、ロープ、車いす、救急セット、携帯用ラジオ、毛布、担架、給水タンク、AED 等 その他市長が必要と認めたもの

他団体との情報共有（①②両方の実施が必須事項）
①整備した防災資機材の台帳を作成し、他団体と共有すること。 ②購入した防災資機材の操作説明を主とした集会を開き、他団体と操作方法を共有すること。

補助金額 補助対象経費の 1/2（限度額 10 万円、ただし予算の範囲内）

その他

- ・交付から5年経過で再度申請可能です。
（例）令和7年交付 → 令和13年に再度申請可能
- ・補助を受けた資機材は適正に管理し、第三者に譲渡することなどのないようお願いします。

例1) 対象経費が62,500円の場合

$62,500 \text{円} \times 1/2 = 31,250 \text{円} \Rightarrow$ 限度額以下、30,000円を補助
（千円未満切捨て）

例2) 対象経費が30万円の場合

$300,000 \text{円} \times 1/2 = 150,000 \text{円} \Rightarrow$ 限度額の100,000円を補助

●申請期限について

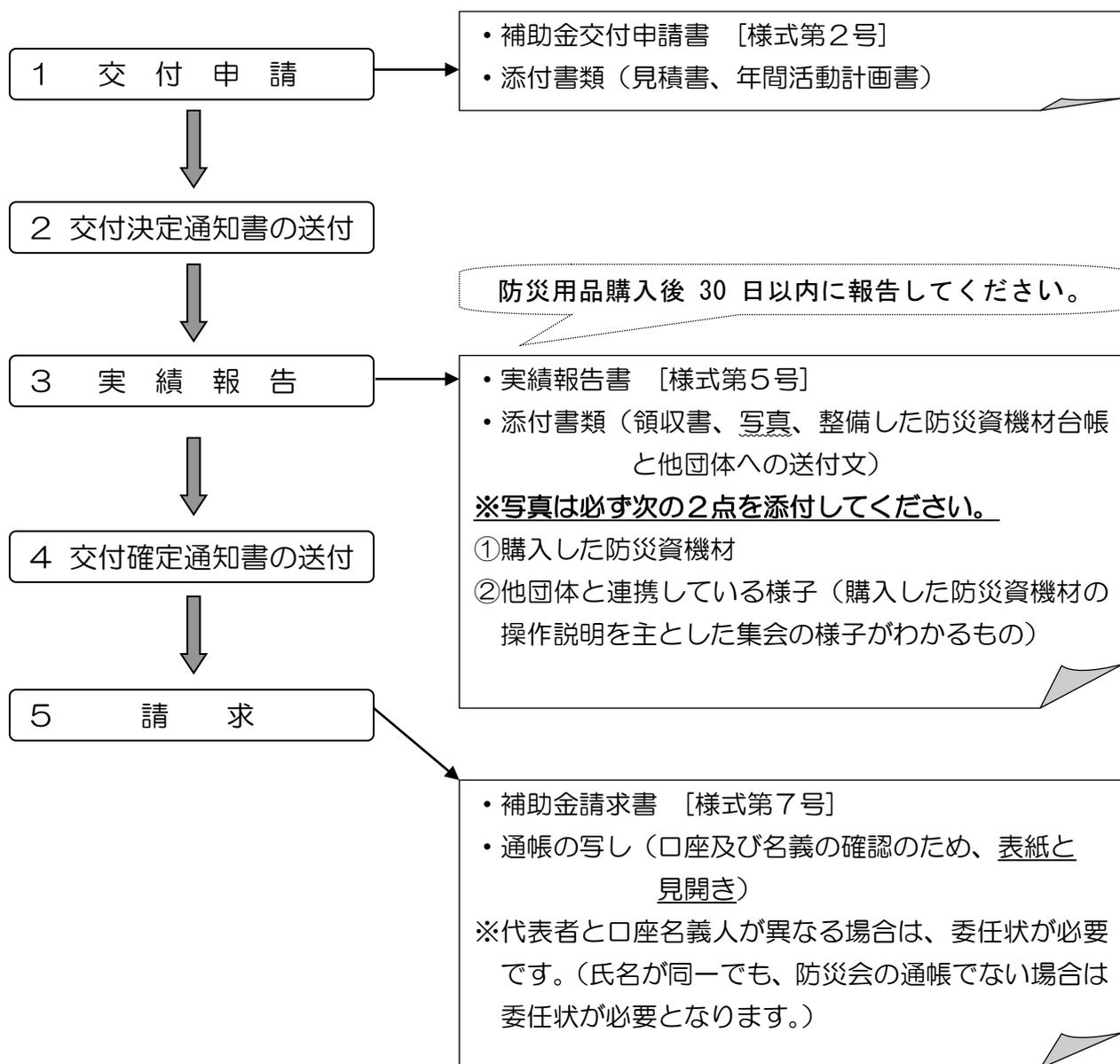
- ・申請後、審査がありますので、事業を実施する約1か月前には交付申請をするようお願いいたします。
- ・防災用品購入後30日以内に裏面に示した手続きを完了することが必要になります。

裏面あり

補助金申請の手続について

< 手 続 >

< 提 出 す る も の >



「1 交付申請」は、購入前にお願いします。

●補助金の交付時期について

とくに書類等に不備がなければ、申請後約 1 か月での入金となります。

担 当

防災安全課 防災安全係 電 話：025-757-3197

F A X：025-752-2122

E-mail：t-bousai@city.tokamachi.lg.jp